

(例 1 (開削工法))

施 工 説 明 書

工事件名

0414-6123

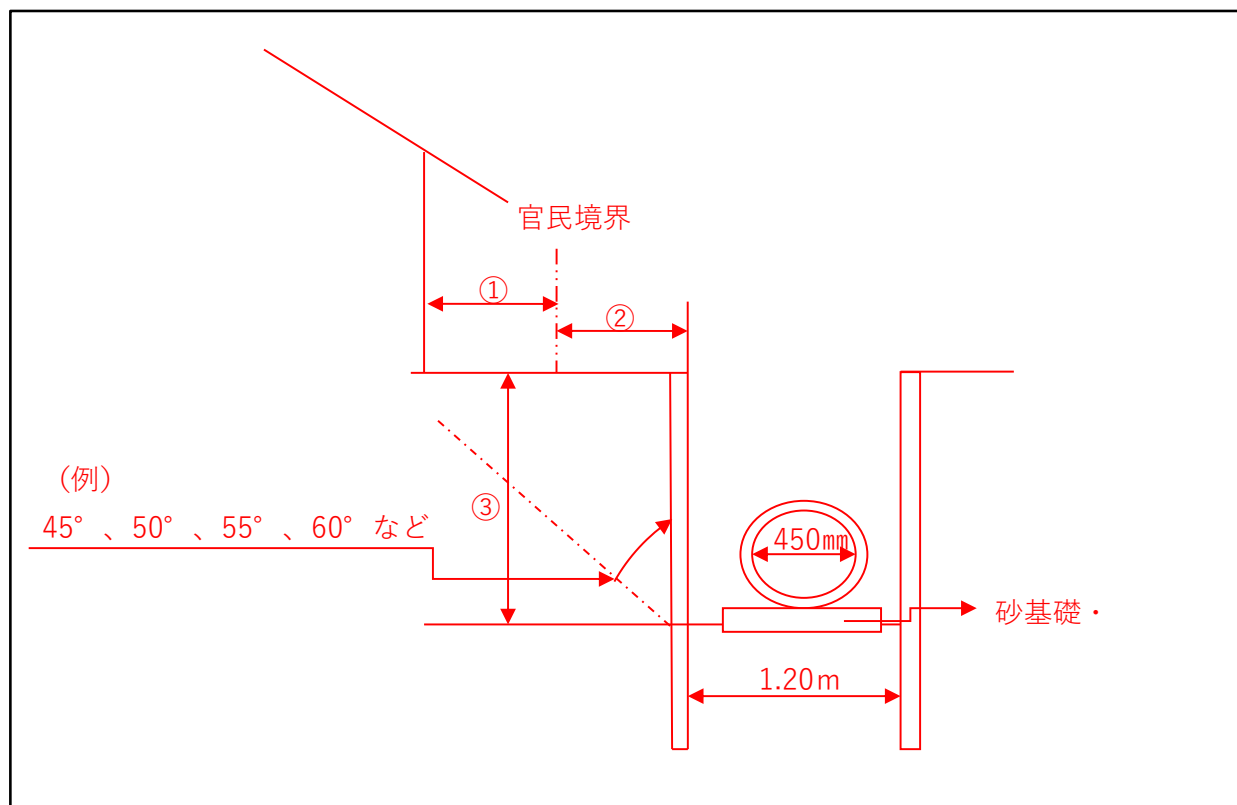
新宿区西新宿一、二丁目付近再構築工事

(分割協議回数 第一回)

路線・人孔名 (A路線)

管渠（内径 450 mm）埋設の工法は、下図に示すとおり開削によるものである。
山留工法としては、軽量鋼矢板（長さ 3.0 m）を用い油圧式杭圧入引抜機にて打ち込み、引き抜きを行った。
掘削は、バックホーを主に使用した。
埋め戻しは、下記の管渠敷設後、全断面について砂埋め、締固めを行い、その後矢板材を慎重に引抜いた。
施工延長を 20 m 毎に区切って施工し、逐次工事を進めた。

< 掘 削 断 面 概 略 図 >



(A 4 タテ)

- (注) 1 工事後の家屋調査を実施した家屋等が影響範囲に存在する施工した全路線、人孔等に対して施工説明書を作成すること。
ただし、内面被覆工法や掘削を伴わない改造人孔は、作成を不要とする。
- 2 掘削断面概略図は、掘削深さができる限り深い、代表的な調査物件との位置を図示すること。また、①官民境界までの距離、②側線からの距離、③掘削深の位置を図内に表示させること。
- 3 掘削断面概略図に表示する建物は、下水道管の下流に向かって表示する。(右、左)
- 4 掘削断面概略図には、掘削床付け位置から影響線を表示し、その影響角度を記入する。
(例：45°、50°、55°、60°など)
- 5 基礎のない場合の記載例

